



働く人や事業主＜会社など＞のみなさんへ

『新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金』のご案内

新型コロナウイルス感染症によって仕事を休むように言われた中小企業＜小さい会社＞で働く、休業手当＜お金＞です。休んでいるときに会社からもらいます。＞をもらっていない人に新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を払います。仕事が休みにならなくても、働く時間が短くなった場合も申し込むことができます。

国からもらうことができるお金の計算

もらうお金の額はこのように計算します。

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{仕事を休む前の} \\ \text{1日の給料＜会社から} \\ \text{もらうお金＞} \\ \hline \end{array} \right) \times 80\% \times \left[\begin{array}{|c|} \hline \text{その月の日数} \\ \text{(30日か31日)} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{働いた日数+} \\ \text{働く人の理由で休んだ日数} \\ \hline \end{array} \right]$$

① 1日分のもらえるお金の額 (高くて11,000円)

② 会社に休むように言われて休んだ日数

- ・ 仕事が休みにならなくても、働く時間が1日4時間より短くなった場合は、1/2日休んだとして対象になります。
- ・ 働く日数が1週間に5日から3日になったなど、その月のすべての日を休んでいなくても、会社に言われて休んだ日は対象になります。

国がお金を払う対象の人

会社を休む前の給料の80%のお金（1日で高くて11,000円）を、休んだ日数に合わせてもらうことができます。会社が払うのではなく、国からもらうお金です。

- 2021年4月1日から緊急事態宣言が日本で終わった日の次の月の最後の日までに、新型コロナウイルス感染症によって会社に言われて仕事を休んだ人
- 休んだ日の休業手当をもらっていない人

働く日と働かない日が週によって変わる人（例えばシフト制の人）も、事業主＜会社など＞が休ませたことについて事業主＜会社など＞と働く人が同じ意見で、支給要件確認書を提出※すれば、お金を申し込むことができます。

- ※ また、下に書いてある場合は、休んだことが確認できない場合でもお金を申し込むことができます。
- 労働条件通知書に「週〇日勤務」など働く日が書いてある場合や休んだ月のシフト表＜働く日や時間が書いてある表＞が出ている場合で、事業主にその内容が正しいと確認できる場合
 - 休業が始まった月の前の給与明細＜働く人の毎月の給料などを書いた紙＞などを見て、6か月以上の間、月4日以上働いたことが確認でき、事業主が、新型コロナウイルス感染症がなければ休んだ月に働く人に仕事をさせていたことが確認できる場合（新型コロナウイルス感染症以外の理由で休んだ場合は給付金をもらえません。）。

申し込むために必要な書類（働く人が申し込みます。事業主が代わりに申し込むこともできます。）
書類を郵送するほかに、厚生労働省のウェブサイトから申し込む（オンラインで申し込む）こともできます。

【必要な書類】（１）支給申請書（２）支給要件確認書（会社の人に協力してもらって書きましょう※）
（３）本人と分かる書類（免許証の写しなど）（４）キャッシュカードの写しなど銀行口座が分かる書類
（５）休む前と休んだ後の給料の額がわかる書類
※支給要件確認書を書くときに事業主が手伝ってくれないときは、そのことを支給要件確認書に書いて、働く人が申し込むこともできます。

- オンラインで申し込む場合は、厚生労働省のウェブサイト（<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>）をみてください。
- 郵送で申し込む場合は、下に書いたあて先に郵送してください。

〒600-8799 日本郵便株式会社 京都中央郵便局留置
厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金担当 御中

休んだ期間と申し込むことができる最後の日

休んだ期間	申し込むことができる最後の日
2020年10月から12月	2021年3月31日（水曜日）
2021年1月から緊急事態宣言が 日本で終わった次の月の最後の日までの期間 ※ 3月21日に緊急事態宣言が終わった場合、4月30日まで	休んだ期間の最後の日の3か月後の月の最後の日 ※ 4月30日まで休んだ場合、7月31日まで

- ※ 休んだ期間の次の月の1日から申し込むことができます。（例えば、1月に休んだら2月1日から申し込むことができます。）
- ※ 休んだ期間が2020年4月から9月でも、下に書いてある場合は申し込みできます。
 - ・ 働く日と働かない日が週によって変わる人（シフト制の人）、働く場所のビルが休みに
なったときなど働いている会社以外の理由で休みになった人、労働条件通知書に働く日が
書いてあって事業主が休ませたことについて事業主と働く人の意見が違うとき
→ 2021年3月31日（水曜日）までに疎明書＜自分が支援金の対象だと説明するための書類＞を
他の必要な書類といっしょに提出すれば申し込みます。
 - ・ 前に申し込んだ結果が遅くなり、次の申し込みが遅くなったひと
→ 前に申し込んだ結果の日から1か月以内なら申し込むことができます。

わからないとき

- わからないことを電話で相談したいときは、厚生労働省コールセンターへ
厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター
電話 0120-221-276 月曜日から～金曜日まで 午前8時30分～午後8時まで
土曜日、日曜日、祝日 午前8時30分～午後5時15分まで

そのほか、休業支援金について知りたいときや提出する書類を確認したいときは、
厚生労働省のウェブサイトをご覧ください
<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>



- 総合労働相談コーナーのご案内
休業支援金を申し込んでトラブル＜会社と働く人のあいだの問題＞があれば、総合労働相談コーナーに
相談してください。総合労働相談コーナーは、すべての都道府県労働局や労働基準監督署などにあり、仕事をや
めさせられたり、仕事を理由もなく変えられたり、休業手当を払ってもらえなかったり、いやなことをされるなど
のいろいろなトラブルについて相談できます。

